

函 企 国

令和6年（2024年）12月13日

総務常任委員会委員 各位

企 画 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

配付資料 市有財産（もと道南青年の家（旧ロシア領事館））の売買契約に係る利用開始期限延長の承認について

（国際・地域交流課 TEL 21-3617）

市有財産（もと道南青年の家（旧ロシア領事館））の売買契約に係る利用開始期限延長の承認について

株式会社ソヴリンと令和3年(2021年)3月1日付けで締結したもと道南青年の家（旧ロシア領事館）に係る市有財産売買契約書（以下「契約書」という。）第11条第1項に規定している利用開始期限について、同社より、令和6年(2024年)11月13日付けで期限の延長に関する申請があり、同項ただし書きの「乙の責めに帰することのできない事由等」に該当するため、これを承認したのでお知らせします。

1 延長後の利用開始期限

令和7年（2025年）9月30日

※契約書上の利用開始期限 令和7年3月8日

（売買物件の引渡しの日（令和3年3月9日）から4年以内）

2 利用開始期限の延長が必要となった理由

売買物件引渡し後に行った建物調査および改修工事において、想定外の老朽化による構造材等の腐朽などが発見され、それらへの対応方法の検討などに日数を要したほか、変更後の建築プランの確定にも時間を要したことなどから、改修工事等に遅れが生じたため。